

## 特許再審査の加速審査方案 (AEPR<sub>e</sub>)

2024.9.1

特許再審査の審査を加速するため、初審の拒絶査定<sup>1</sup>の拒絶理由が一部の請求項にのみ存在し、再審査の際に出願人が審査手続に応じて積極的に補正する案件について、特許再審査の加速審査方案(Accelerated Examination Program for Reexamination, AEPR<sub>e</sub>)を実施する。試行期間は1年とする。

### 一、 申請要件

AEPR<sub>e</sub> を適用する特許出願が満たすべき要件は以下のとおり：

- (1) 案件適格：特許の再審査であって、その初審における拒絶査定<sup>1</sup>の拒絶理由が一部の請求項にのみ存在するものであること。
- (2) 申請時期：出願人は、本局の方式審査による「まもなく再審査に入る旨の通知」の書簡が送達されてから、本局が「1回目の再審査の審査意見通知書」を発行するまでの期間に、AEPR<sub>e</sub> を申請すること。
- (3) 補正内容：専利法第49条の規定に基づき補正を提出し、かつ、全ての補正内容が以下の類型に適合していること。
  1. 専利を付与しない事由を有する請求項を削除する。
  2. 初審の拒絶査定で専利を付与しない事由なしとされた従属項を単純に独立項に改める。

前述の補正内容は、請求項に付す番号、従属関係及び従属項の新設により調整することができる。

### 二、 必要書類

AEPR<sub>e</sub> 申請書には、(1) 特許出願番号と(2) 専利法第49条に基づき出願人がした補正の全ての内容が AEPR<sub>e</sub> の規定を満たしている旨の声明を記載しなければならない。

### 三、 その他事項

AEPR<sub>e</sub> 申請は、本局の案件管理のため、所定の時期に AEPR<sub>e</sub> 申請書によって申請されなければならない。申請要件に反した場合(不適格な案件である、AEPR<sub>e</sub> の申請時期が不適切である、補正内容が AEPR<sub>e</sub> の規定に適合しない等)、AEPR<sub>e</sub> の規定に反する旨が通知され、当該再審査に加速審査手続は適用されず、通常の手続で審査される。

申請要件を満たす場合、本局は別途通知を発行することなく直接加速審査を行い、AEPR<sub>e</sub>申請日から起算して6か月内に再審査の審査意見通知書又は査定書を発行する。